

令和3年4月2日

各部局次課所室長様

総務部長

令和3年度予算の執行について（通知）

令和3年度予算の執行については、未来につなぐ持続可能な行財政運営を進めるため、下記事項に留意していただくとともに、職員一人ひとりが“変わる”“変える”意識を常に持っていただき、従来のやり方にとらわれず、創意工夫、新たな手法やアイデアに基づく取組を進めていただくように通知します。

記

1 次年度予算編成を意識した改革重視に基づく留意点

次年度予算編成においても、経常的経費については、各部等に配分する予算枠をもとに部内調整等を行いながら、様々な視点で既存事業見直しを進めるという「みんなで“変わる”“変える”予算」を継続する予定である。また、職員の創意工夫、新たな手法・アイデアによる歳入増収・歳出削減を評価し、次年度予算へ付与する「がんばり“見える化”予算」についても継続している。

このため、年度当初から次年度予算編成を意識し、前例踏襲や従来の慣行にとられない改革を重視した予算執行を進め、円滑な次年度予算編成へとつなげること。



2 歳入予算の執行上の留意点

(1) 自主財源の確保

市税・使用料等の収納率の向上は言うに及ばず、“稼ぐ”意識をもって、あらゆる市有財産の活用により、売却益・貸付料・広告料など常に自主財源の確保に努めること。

(2) 特定財源の確保

国・県等の補助金については、事業の執行に合わせた適正な申請を行うこと。また、新規事業の実施にあたっては、適用可能な補助事業の有無をよく検討し、特定財源の確保に努めること。

3 歳出予算の執行上の留意点

(1) 予算の執行について

①行財政改革の観点から、事業実施にあたっては、行政と民間の持つ経営資源を効果的・効率的に活用すべく、公民連携による手法を検討すること。

また、継続事業については、毎年度、事業の在り方や実施方法について再考し、執行の効率化を図ること。なお、事業成果を検証し、今後の方向性を定め、次年度の予算編成に反映すること。

②複数年度にわたる事業については、債務負担行為、継続費、繰越明許等の予算措置が必要となる場合があることに留意し、執行にあたっては、必要に応じ、事前に財政課と協議すること。

③既決予算枠にかかわらず、「公費で負担すべきものであるか、費用対効果はどうであるか」等、常に支出の適否・是非を確認のうえ、効率的執行を行い経費節減に努めること。（※参考：地方自治法第二条、最終頁参照）

④予算確保や実績づくりのための『予算の使い切り』は厳に慎み、執行残については、不用額として最終補正で適切に減額すること。

(2) 補助事業について

補助事業については、補助決定(内示)額の範囲内での執行とすることとし、財源の裏付けが伴わない補助事業費外の予算については、執行することのないよう留意すること。

(3) 予算の流用について

①予算の流用は、他の経費に余剰を生じ、かつ緊急を要する場合などに、能率的かつ迅速な行政対応を図るための例外的な措置として認められるもので

あることに留意すること。また、流用前に予算を執行することは、予算の裏付けのない執行であり、厳に慎むこと。

なお、予算流用の要求にあたっては、その事由を明確にし、所定の理由書を提出すること。

②安易に流用し予算執行すること、また、予算に定めた内容（施工個所等）を変更し執行することは、議会軽視にも繋がることから、留意すること。

(4) 公平性・公正性の確保について

事業の執行にあたっては、法令等を遵守し、公平性及び公正性を確保すること。特に、特定の受益者へ配慮する等、他から疑念を抱かれることの無いように留意すること。

(5) 補助金の執行について

補助金については、「桑名市補助金等交付規則」及び「桑名市補助金交付基準」（最終頁の抜粋を参照）に基づき、適切な執行に努めること。

また、団体への補助については、単に団体の運営経費を賄う目的ではなく、団体が行う事業費を補完すべきものであるという観点にもとづき、事業費補助（補助率は原則2分の1以内）への切り替えを進めること。また、有効性を十分に検討し、設定した終期を更新しようとする場合は、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

◇問い合わせ

財政課 24-1137 (内線 137・464)

○地方自治法

第二条

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

桑名市補助金交付基準（抜粋）

2 個別事項

- (1) 補助金の交付に際しては、補助の対象となる事業経費を明確にすること。その際、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費については、補助金の交付対象としないこと。
- (2) 補助金の有効性を検証し公平性を確保するため、同一事業に対する補助金の交付は、すべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うこと。
- (3) 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得等による交付要件を必要に応じ設定すること。
- (4) 補助金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を整備し、補助の目的・効果、対象、補助金額の算出方法（補助率等）を明確にすること。
- (5) 補助事業実施後においては、補助金支出の透明性を確保するため、当該補助事業に係る領収書の写しを補助金所管課に提出すること。
- (6) 団体等の決算における繰越金（剰余金）が補助額を超えている場合は、必要に応じて補助額を調整すること。